

# 令和6年9月議会

## 保健福祉委員会 資料

- 1 一般議案について . . . . . P 2
- 2 令和6年度 9月補正予算 . . . . . P 3
- 3 条例議案について . . . . . P 5

## 保健福祉局

## 議案第127号

### 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

#### 1 変更理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）が令和5年6月9日に公布された。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第374号）が令和5年12月27日に公布され、後期高齢者医療制度に係る規定（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）の施行期日が令和6年12月2日とされた。これにより、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、関係市町村において行う事務を定めた福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるもの。

#### 2 変更内容

関係市町村において行う事務の表の変更（別表第一関係）

現 行	変 更 後
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>被保険者証及び資格証明書の引渡し</u>	(2) <u>資格確認書等の引渡し</u>
(3) <u>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u>	(3) <u>資格確認書等の返還の受付</u>
(4) (略)	(4) (略)

#### 3 施行期日

令和6年12月2日

# 令和6年度 9月補正予算総括表

保健福祉局

## ○議案第128号「令和6年度北九州市一般会計補正予算」のうち保健福祉局所管分

【歳出補正】 「令和6年度 北九州市補正予算に関する説明書（9月議会提出）」P10～11

（単位：千円）

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
3.2.3	老人福祉費	3,101,284	<b>51,360</b>	3,152,644
	<b>民間老人福祉施設整備補助事業経費</b> 【概要】 民間事業者が介護保険施設の防災改修等を行う費用の一部補助に要する経費。	105,434	51,360	156,794
3.2.7	社会福祉施設整備事業費	193,357	<b>500,251</b>	693,608
	<b>社会福祉施設整備事業費</b> 【概要】 社会福祉法人が障害福祉施設を整備する費用の一部補助に要する経費。	0	500,251	500,251
3.3.3	予防費	3,637,455	<b>1,120,500</b>	4,757,955
	<b>定期予防接種事業経費</b> 【概要】 65歳以上の高齢者等を対象とした新型コロナウイルスワクチンの定期接種について、国が標準的な接種費用を見直したことに伴う、公費負担の支払いに要する経費。	721,000	1,120,500	1,841,500
合 計			<b>1,672,111</b>	

【歳入補正】 「令和6年度 北九州市補正予算に関する説明書（9月議会提出）」P3, 6

（単位：千円）

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
18.2.2	保健福祉費国庫補助金	10,936,424	<b>373,503</b>	11,309,927
	社会福祉費補助金	10,575,989	373,503	10,949,492
24.6.4	雑入	7,118,841	<b>1,120,500</b>	8,239,341
	公衆衛生費雑入	28,859	1,120,500	1,149,359
25.1.2	保健福祉債	356,300	<b>133,000</b>	489,300
	社会福祉債	218,500	133,000	351,500
合 計			<b>1,627,003</b>	

○議案第130号「令和6年度 北九州市介護保険特別会計補正予算」

【歳出補正】 「令和6年度 北九州市補正予算に関する説明書（9月議会提出）」P31

(単位：千円)

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
6.1.1	介護給付準備基金積立金 【概要】 介護保険料の剰余分について、介護給付準備基金に積み立てるもの。	1,376	<b>609,563</b>	610,939
7.1.2	償還金 【概要】 国・県から受け入れた介護給付費負担金等の超過金を返還するもの。	10	<b>1,413,560</b>	1,413,570
合 計			<b>2,023,123</b>	

【歳入補正】 「令和6年度 北九州市補正予算に関する説明書（9月議会提出）」P30

(単位：千円)

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
9.1.1	繰越金 【概要】 令和5年度決算に伴い発生した介護保険料の剰余等の繰越金。	807,128	<b>2,023,123</b>	2,830,251
合 計			<b>2,023,123</b>	

## 議案第132号

### 北九州市国民健康保険条例の一部改正について

#### 1 改正理由

マイナンバーカードと健康保険証の一体化などが盛り込まれた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（以下、「マイナンバー法等一部改正法」という。）（令和5年法律第48号）が令和5年6月9日に公布された。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第374号）が令和5年12月27日に公布され、国民健康保険制度に関わる規定（健康保険法、国民健康保険法の一部改正）の施行期日が令和6年12月2日とされた。

このマイナンバー法等一部改正法により、健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者は必要な保険診療を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を、書面又は電磁的方法により提供することとされた。

今回の法改正において、国民健康保険法で定める過料についての規定（第127条第1項）が改正されたことから、当該規定を根拠として本市国民健康保険条例で定めていた罰則規定について改正するもの。

なお、施行期日前に交付された被保険者証は、マイナンバー法等一部改正法の施行後1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）は有効とみなす経過措置が設けられるため、健康保険証の返還に関する罰則についても経過措置を設ける。

#### 2 改正内容

国民健康保険法の改正に伴う罰則規定の改正（第28条関係）

現行	改正後
第28条 世帯主が、法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、10万円以下の過料に処する。	第28条 世帯主が、法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料に処する。

#### 3 施行期日

令和6年12月2日

#### 4 経過措置

- (1) この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合（※）におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(※) 令和6年12月2日（改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日。以下「第二号施行日」という。）に現に被保険者証を交付されている世帯主等が第二号施行日以後保険料を納付しない場合における被保険者証の返還についてはなお従前の例による。

## 5 議案提出議会

令和6年9月議会